重鐫

日本逸史

冬

日本歳時記巻之六

冬

漢書律暦志にいはく冬は終なり万物終蔵すこれはおはり爾雅に冬を玄英といふ○和語に冬をふゆといふは冷ゆといふこゝろなり天気さむくてひゆるゆゑなりひとつにはおも通す

素問にいはく冬三月これを閉蔵といふ水冰り地拆て陽を擾る事なかれはやくいねおそく起て必日光を待つ志をして伏するがごとく匿るがごとく私意あるのごとく己に得たるがごとくならしめ寒を去温につき皮膚を泄す事なく気をしてすみやかに奪はしむることなかれ是冬の気に応じて養蔵の道なりこれに逆ふ時は腎を傷ひ春痿厥

とかくしまるものか

千金方にいはく多毒瘡氣閉血氣俠氣[illegible]人

毒又骨蒸[illegible]湯をとり蒸洗すべしとあり

月令廣義にいはく多瘡服とあるべきなり

事は目睛をはらしてすべし大よ難されなるべし

陰疾瘡瘍[illegible]とうまし

妻妾民業書にいはく多疫疾あるべし[illegible]

風気より久しくしてやまざれば血と換す

金匱要略にいはく多[illegible]

又雲笈七籤にいはく多の按[illegible]

暗なる目睛[illegible]

とかせを病なり冷[illegible]

人をして眼[illegible]

月令廣義にいはく多月つまは門を出ずして毒酒

と作るべし[illegible]

すべし膽といむ物生ずべし多月に氣毒

多し晨に腹[illegible]

[illegible]書[illegible]馬[illegible]

[illegible]一人を[illegible]

[illegible]

已上食べ過ぎたるものを煮たきたるの湯とのみ
もれるのみ〳〵こうこう又俗民家に墓の大小をこころとし
るくいつと出るこ麻油とは井に食べば他をこまして耐とも
至度七度或いは大雪れ中改足ふく歩び〳〵地て外
漿湯とふく浸清のなれ（その漿湯ふくたひ或ふあ
ひ〳〵温湯ふくたひ又きこれ地つるまりはじ
やふくたりやそう）又きこれよりて頭くりれまず漿
湯漿食と食べ〳〵後ちこそ〳〵て食後ちく〳〵
金匱要略にいそく冬れ乃拙筆法倉秋八賢と食べ寺
妻出産書ふいそく冬こ月臓味れ食拙とちおとい世味れ
食拙と嘗〳〵てんこ乳と出すべし

草にいそく冬れ乃多く蔓とくこいい人をして病れ
殺せしむ

月令廣義にいそく冬黍と食べ〳〵漿性れ拙なまこ八き
こと治と多こと〳〵

冬に黍乃縛すして古廣人いとこ和わりはなまこ八功他れ
事といとこをなすべし〳〵拙るの曰古若功作之事治拙
冬月用法之法如他完宅廬墻垣之類は為事業外
治是一歳之事洗絶剛復惠基拙也日民曰洗盛今業之
絶又慮事業之拙亦得之朝易始而終高妃洗天地業
不嘉之道而聖人體之以賛他育民妃終可拙之意也又

寒夜に陳編を開きて古人を友とし或は人を招て世事
を忘れて盃を酌みまた茶を点じて拙静にして
人の精神をあらためてたのしむの時とす惣而
冬は万物の閉蔵する時なれば惣菜を入て沈黄遷とし
餘を用ひて書を読べしといひ冬は年の餘なりと云ふを以て云
國語の三時務農而一時講武と云ふこれは春は耕し夏は
耘り秋は収め冬農人は閑なれば冬のうちに兵を習はしむ
るの事を云ふと農を専にせしむるは此時とて農人に
武道を教しむる事や文選の詩に三農之隙曜威
中原之野を云たる事などをいへり

十月　良月　律は応鐘と云　中冬と云　小春と云○十月の異名　孟冬　陽月
○十月の和名を神無月といふは下の
月の事なり神無月といふは此月諸の神出雲の国にゆきて国々の神おはしまさぬ故に
神無月と云ふと世に云へり奥義抄に見えたり詞林采葉抄に十
月を神無月と云ふ又神在月といふ是は出雲の国に神集
まり給ふ故にこれは此国にかぎりて云ふ事なり
月を神無月と云ふは雷なき月なれば神無月と云ふとも云
乃人の説に月の下の諸神出雲に集まり給ふといふ事を我が日本の
神書に見えず神無月とは雷無月を云ふ事なり
是を以て事の理なり雷と云べし雷を神と云事もあるべし
神無月を以て諸神とは此月に諸神崩御の月なれば神
無月といふとあり又諸神の御事なり

十月は諸神崩御の月なれば神無月と云ふなり
月と神無月といふは純陰の月なり陽月と云ふ陽をかくすと
いふは鬼を陰に配す神と陽の霊なり鬼神と称ゆる所の
例に陰を鬼に比し神を陽に比して例にせしに例し
ても諸神をも陽なりといふ事なし陽はかくれたる神なり
陽をさして云ふ神無月と云ふ陽なき月なれば也
これを陽月とのたまひしは純陰の月と云ふて陽なくて絶ゆる
事なしと云ふのた意なり○或人の説に十月の朔日 朔の日これを
上雷と云ふ故に十月を上雷月と称し古来神無月とかくのは誤なりと云

朔日りんとうして之今日燈爐奇として民間手ぶらをして
酒のこ肉と食ひたのしむ事一きとうや冬の初なまに
ひのくれ一めきを氣と酒をとりんん今を此日初て燈と
ほくく人ひり燈爐乃をとこれくくや
呂氏春秋孟冬紀曰十月朔沃酒乃飛鷹肉化
爐火曰生炭宿火之燈爐で養蚕録曰十月朔有司
進燈爐於民間皆置酒作燈爐會
○吉例之をこうひ今日考妣先祖乃墓所と称すべし元
又毋先祖の墓と称と称ふるを変へたとたて
たくとひ物ゆ毋先祖乃墓所と称ふ

二月ケ月しりろうの四節を二月と四月と称ふ
会稽志天台三月祭ありて百姓ろうろ
おりむとの分海のゆれぐむとりて昭祭おく伏羲乃事
を生て会事とを称ふ
拾遺記高日孫墳幼十月一日祭之感而長也食別
又況孝祖之伏食別祭之曰三食五十月
朔日展墓を可百姓初生初死家祭墓所曰祭祖
八十月一日墓祭夢録曰十月朔都城士庶皆城
發墳祭乃車馬朝祭乃〇南異志十月一日
國乃風俗乃祖播種武作京純て祖先祖蓋告考之遂

初の亥日(いのひ)を祝して今宵餅ありけるやけるも上古亥
の日内蔵寮より此玄猪(げんちょ)を奉られけるとぞ
こしらへ御玄猪を亥子餅の名あり 亥子ハ亥の子根源抄
玄猪要略(?)に云 又云亥子の餅七種の粉を合く作る七種の粉とハ
大豆 小豆 大角豆(ささげ) 胡麻 栗 柿 糖(あめ)なりと掌中暦(しやうちうれき)に見えたり
よりて此亥事を下さるゝなりけり此日民間(みんかん)までも餅を
製してもてなし此事ありしもの此にはじまりてむかしを
延喜式の世にハ猪(ゐ)をもてまつりしとぞへたりし事見えたり
此年海外(?)かくも太郎冠者(?)師(し)当(たう)まで聊(いささか)も見えたりと書(?)
れてなし ○事項のおこりとあたらかなりしやすらかなり書
亭記にもあまりよからぬ事あり抹殺(?)これに抑(?)揮(?)にも備へ國
よりけめく荘子(?)のまなこをつらぬりぬけれ國家(?)
仍る湖代群(?)他のすてる見さとのなくるおしかりて二
ともれむ月乃的(?)事なりとならや子夜のと其事ことをも
十月ハ亥の月にして亥乃用にあらそひ一年との
月の数をくらうゆかすれハ十三ともえて見さくさくはてとまた
まうくいたしき趣をなれハけくして此事をこそあそびのかくしたりし
倍のよろこびにて祝(いは)ひさしくすくつくへすれやそうけさ
しとちりあまりたれとも光他天皇の御字(?)また亥ハ八代の
まりし子日本紀のとふハ見えたる又摂政大臣(?)ことわ

書と見侍りし事ありしかれども人々問し
十五日 下元の節と号し洪西月十五日を上元とし七月
十五日を中元とし十月十五日を下元と唱これを三元
と号し唐家の法なり
臨日 沐浴
七月 五月 十月 これを沐浴と称す
今廣義云いとく國俗毒を除く為
雪人云いとく然とも毒除
雪伝曰 これ又明日といとく元のごし義とする事
歟 ゆえにかの下元沐浴を為べし

八月紀伊と取て皮を削り丸ごと糖或は蜜につけ丸ごと入れ蓋を糸と
むすびて日を暗し或は皮をとり核を去り蜜を包て
蜜煎ひ又梨子と煮て煎り法梨子と
数顆若干とをいく梨子を一顆ずつ
酒蜜ともに不入蜜に久しく漬置き
日々度々取て尺をとり又搾汁を取て
薑と共に蔗糖に搗て紙に包て搾汁の不入を
て焙て漬て如く搾汁と搾て搾
又ひたすらしと居て花実を入れ又梨子
と煮て如れば久しく搾汁法又梨子
梨子と牧丹皮蔗糖とをいくつづて梨子の付合をや
うにとれば年と経て搾汁と入れ
八月乃末蔗糖の中実をとり蔗をすべて十一月
よりてれば中産して所しく
○蘿蔔醸乃法　蔗糖千斤　細粉一石　麹三斗　塩斗
先大根を洗ひ日干し後細粉と塩麹とを
合せ揉乃底に入れ蔗糖とをもぐるを又粉塩麹
とふるを如てんをもめ押すべし久しく塩
○又法　大乃蔗糖千斤塩三斗入地とを付て
たれら時用の先より塩多きれいあり　又ぬか

たくさんへうしん

○又法　芋蕷とうく法ひこりをとり毎夜席と枕ひ
茎不少あるこあく後さうつとあるひ水ぎたなに浸る
芋蕷一つんなるべ塩と芋蕷かこのろをくさうりを一文
麹とうろ加ひ法こに漬物とりけまへ〳〵又たはく
法きこ後又酒八糟又米粉塩とつきこせたの大根と
あはく法ひ絵ろ附漬ろ色よ
此月又竈を修猶すべし
此月掘るの法熟四ろと水日又脳〳〵茎こ又ち
漬ものす但茎こいのにのろと用の有又掘ものと云

又月金慶義又ひこく十月又掘ものと熟ものとうひ脳
絵し身長三月又熟こくうねうあるしし原土とく
かひ茎とうのこくこ次年掘し載生八宝
こて実と絵ごひこ月又ものこ脳ひこう
志絵畫張又ひこく十月茎蕷の月に投と一尺こう
又こう日ものこくよ紙法とをくて二ものよ多くうつこ
至正月又ひこうて根生こうこと水通林下ひこの地
ひてをひこうのを八法生こうこうこ前年邪
絵こひこうこ人てとの絵こ三月用てをよ
あんちに正月忍こうし元本茎蕷を紙にて金蕷ふとぬこと

九月中旬ハ楓樹なとの紅葉多しこれ此盛なる時節なり
年によりて遅速あり気候によるなれハ
十一月上旬にも盛なるあり此紅葉を云ハ
花よりも賞するなり眼眸ハ無量のへ
し龍田の紅葉の名高し西に今無
なし錦繍なる尾の紅葉も古今の歌に多く見へ
立冬晴より是月眼帽を戴く事なかれ脳疾
或やせハ眼暈の病あり
此月芋とくらへハ古く血行の諸病を食くへからす椒を
くらへハ血脈をやぶる蓮をとくらへハ痰嗽多し薬平

くれなり熟茶をとくらへハ両氏気を失ふべし猪肉と
くらへハ蕎麦とくらへハ月令広義に見えたり又蛤
蟹と食くらへハ鴨肉と食くへハ痔疾をなすべし
是の事ハ本草書に出たり
十月乃七候第一水始氷第二地始凍第三雉入大水
為蜃大水に入て蜃となる次の七候ハ第四虹蔵不見第五天
気上騰第六地気下降第七閉塞而成冬右ハ中華の候也
立冬ハ昼四十三刻五十分夜五十六刻十分中日ハ
波夜刻　月令広義

十一月

[illegible]と云中と云〇十一月[illegible]
[illegible]と云〇十一月の[illegible]

朝日　周防代表の月をかくゝ紫苑と一緒れい今日を
かつち周防の国月元日なり天皇[illegible]
とこたくゝ

[illegible]十一月乃中なり三[illegible]て一[illegible]
陽氣始[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

に[illegible]日[illegible]
し[illegible]
[illegible]

易曰雷在地中復先王以至日閉關商旅不行君不省
[illegible]虎通曰此日陽氣微弱[illegible]
[illegible]
[illegible]
曰一陽初復陽氣未微不可動

○今日[illegible]と[illegible]一[illegible]奴僕[illegible]

〇冬至の日港遠浦々ハ瘟疫と唱し後藤書役波
右之人々ゟ聞と續こハ本とゟ伝ゟ
扨冬至ゟ冬至の間
天時人事日和俗冬至湯出来之事 鍼灸級清弱
縮吹 鼓古笛 訪 飛脚 岸岩 波 腸 脇 鉢 柳 玉 雷 鄭 之
歌 歌 梅 白 石 珠 鄉 國 長 教 四 旦 夏 書 中 報
〇冬至の後十日房事と長くしと踊ゟ人々ゟ
ひひい人方ハ氣と物くひろ先かくこぐて淋ゟ

いろく事長崎ゟ根岸ゟ人々ゟ長崎ゟ長崎ゟ
長瘟疫ゟ人冬至の後十日踊ゟ
十五日 孟子の年廿一日ゟ
勝月 沐浴
年ゟ国の農民ハ月ハ初ハ丑の日郷と唱ゟて酒食
とゟ人々の服とゟ男女ゟ
ゟ事ゟ色ゟ比ゟ
賤の男婦の女ゟ田ハ弟ゟ
と唱ゟ事と唱ゟ
ゟ耕ハ

豊臣秀吉公 孟子高報王二十六年正月十五日辛巳即今 十月十五日

一元田作を作農民と言ふべし　これハ作農いん牛
前と云ハ五月日ハ作ふるや五と年とおなじく用る意
なく　五月より出ふくとなるハ農事作ふる用ゐれハ
田法と作と作をなるべし　社民農業　伊書之八　姫育　雖作之　弟之使之　応城之　是城田之　是也　其作日
元八今田作と云ふを古れ通しし　文へ　けくいるしら作ると部賦
ハ為ふたるをなく為ふ作ふるをなるうハ作事ふるれと
学ると進　こうれ姫と忘れふる民の法ふつられ通ま
事ふれハ天ふハ孔を儒　その月の為をうり巫要の
ハ書ふふひて此孔為をと面ふ作ふ事ハふれ
ふ作為為為為ふ作ふ事ハ国のふふく作為

ふハふのふふ作ふうハ作国ふりくあるをやを
らんもふふふ十月ふ田作と為ふ事ハふうを
これハ事ハ孔為ふふく十月農功畢作為為酒
食ハ孔田作国ふ作為為作為ふ周人を懐云
これとハふく為れハ国ハ風作ふおハふう事ふう
ふ月宴橋金橋柚柚と実婦ハ元橋彩ハ作ふう十
月ふふ五月初ふふふふと為ふく為ふふ為ふふ
時生ハふ　ふふふく橋の為と文云ふふふ為ふく切作ふ
ふけふ為ふふ為ハふハふて作ふふ為ふと
ふりハ作ふく柳と作ふりふふふふふふふふふ柳の

上々は紀州の柑類をさもてよき橘を付合さするやうにせ
眼らは欄をかけ入て大ぶりなるくらべしよく風多れ切や
ひたしして一晩おけば酒をあらひて能切て穴しくはさむく
橘さんくとのしおけばされば正月の比まで保す橘
よく変じもらせしめれば久しく保せばまるもののこうり
さら貯置へし正二月まではれの醸味なれとも二三尺
申那く味のよし若欄のよしたしの高さもれば上の欄下
ず浴り付合々くくさりもとより生姜を上げは浸熟
とましてつまくやぬる相柚合橘と収るも塩弱し　柑色
寒橘より枝久しく保せれ元橘類を收てよい酒蜜か
ちぎれよし又米よまつくへりし次又枸櫞等蔵すれば金
橘を收るよき数又此中よ入へ置べき久しくて保せれ柑を
收るまれいまさ橘よ入銭をさしても酒のを以てよく払ひてよし置り

又　柚餅子合橘へし皆是を製し貯べし

○柚餅子之製法　柚の如きその首をとりてよくそりぬきかわ
ことを去　ひらくロとあれはあし　ふた　そにさを煮つくつきびさて
これは柚しく身さんがあり
好まる当を能とりて酒糖をとさき柱をとり合せ胡麻胡椒
榧実あらく入くうてまま合せ成もら米乃平麩と細
まししていのりをてつひ素麺三分一加くみてまりの合
てたさらし　大きれこそど柚の肉へ八分程
武きをとこのままは板椛を
去て胡椒生薑等くと加へし

八月蕎麦をうむ　蕎麦しろ麦かしゐなどより粉をとる
のちのちのよう　うどんよりよく麦とうけ出かたし五五
蕎麦はよ所にてまきのようすつくるよ入れこと風味やよ
ほくて重へし　凡麺しまん麺とかへり作つへこと
くくもんかをたたくこくこくこう
○金橘へしの法　金橘の大きくと取醤油にしかり
ていこさよあけこと日やくはゆきりして重よへ見こうく
酢しに凡ひつきやうみ粉重へし
○大豆醤の法　くもんかとこ醤油ふくにしかきねと
ぞりはをこ二ほうよたくさ豆を入ふくもしと封重へ

○梅へしの法　梅よ赤くと元とあけこと醤油ふ黄
しめ日一日にして粉重へし
八月蕎麦を多くたくこくへて水こ麦八用よ俗つへし茶と
一二寸のこして茶代方と別をて莨よへ屋ふ紙重
武莨ふ不八ふ水ふこ作さにうつこ毎蕎代からぬやう
よこをこをふくもかへし蕎と云うへ蕎をこうして其こ
とかへくく根蕎とをれへ公乱ぬけこくつのく定庫とあり
又八月蕎と蕎をこ乃根と多くかして貯へしかつこにつ
ぬこくかへし蕎蕎代かしこに蕎こをれり初へ蕎
乃のこれつつきけ重三月の比ゆくやして重よ根のはと

西さくへし冬は漬るものなり又此月菘の多くとも刈りて
よし蘆菔蕪菁ハ葉多根大なり蔔を取へし又菘と蔓
菁とを并よく漬ミて一歩日々よ刈麹と塩と
まじへて漬く菹の又菜蕷に漬る也よし 朱子周紀 なりと
仲冬之月采薪蒸菁 奏なり 牝ハ之為醯菹とす
月令にいはく是月也陰陽争ひ諸生蕩ると君子斎戒して
必掩身ハ欲寧去声色禁嗜欲安形性事欲静以待
陰陽之所定
月令廣義にいはく冬の名は月草木を種植するは
益天地の氣閉塞して種生氣をうしなふ かれくさる
竹とうゆる事なるへし
此月亀鼈と云へる沢人なりして多く痛むして精肉を
そへ八氣をうるの鱉鰲の肉とくへく八へくて色
ふせしむ生血とすへく八沢喰多くしむなやまり
て甲のある続物とくふ事ぶれ精膏と採し
尸寒とます漂爛とへて事なり其毒心臓爛痛
とられへしむ生菜を合せるれ害森となり
生菹と合事なる其沢喰多くしむ又必そ史へ五へて
膨脹とおかるまなられ寒よ精る胃合とへく沢 月令広義八
要ハ宜しからす 養生要集書
毎月よ書るなり

十一月の六候より一路日本石橋牙二尾地交出之二十五候

掛出 右大雪より二候なり 角解 才六水氷動 大冬至の三候なり

冬至 昼三十七刻 夜五十二刻 二十分 夜五十二刻 二十分 大雪

芸術 及剛 月令廣義

日本年業時記巻之七

十二月 師走と小月と云中と大月と云の十二月の異名 季名 冬月 霜月 建と大寒と云

むかし仏名と唱こなひあるひ 紙衣 紙布 二月 乃 紙衣 紙布 二〇 二月乃紙衣紙布 紙衣 紙布 師走

月うれ 月うれ 月うれ 月うれ 月うれ 月うれ 月うれ 月うれ 月うれ 月うれ

師走 師走 師走 師走 師走 師走 師走 師走 師走 師走

附 師走 師走 師走 師走 師走 師走 師走 師走 師走 師走

新日 殷乃代より建丑月と家語に云へり今日を元日とす

殷の正月元日なり 四位 位日 位日 位日 位日 位日 位日 位日

乃ちて 乃ちて 乃ちて 乃ちて 乃ちて 乃ちて 乃ちて 乃ちて 乃ちて

まうしてやれ 一年乃事 一年乃事 一年乃事 一年乃事 一年乃事 一年乃事

かうへ 家 家 家 家 家 家 家 家 家 家

八日ひろこしうて臘八さたを今日竈とのゝくゝ母屋となす
一一案此記ニ十二月八日結八臘ハ竈神ニ祭ル案
竈とは竈とつゝ也ことゝの風俗なり
掃部頭氏ヲ以て黎ことゝ
祝歌なり記て曰く竈神ことゝ
こゝにて八祝歌と竈神とすゝはらくゝ又書事記ル
毎月廿五日神無津姫神は二神を今月八日ハ
神なり
これをれいも報 幽の竈神と
○今日水と泡と壺ニ
臘ニ入水来年治一切疫病 饗飲食臘八日水

神たりとあり
十五日 釈迦佛涅槃 此日ヨリ破邪論ヲ開ク五十二
年二月十五日佛涅槃とあり周代ヲ十二月ニ
案ニ今世二月ハ今代十二月なり
十五日とつゝく佛滅日とす
○上旬 中旬 下臘月 多く来と春
臘八月 ○ 二月 ○ 多く来と春
こゝく臘日に来と春至事 ひりとゝん
竜王 然西楽 庭序四 金屋 石湖 絵来 四 四 縁 案
十変 採 玄 佛 名 歌 一 詩 心 歌 月 土 玄 一 名 春 沢 臘 日

舂米為一歳計多衆杵臼羅中畢事宛之土
瓦釜中經年不壊名冬舂米　出歳事文献類聚

○十三日ハ諸屋中の煤塵を拂へし煤塵を拂ふに
世人多く吉日をえらて恒例とす然とも或ハ風雨の妨ケ
ある時ハ此日に拘らす十三日の後風雨なき晴日を用ゆべし
圓書にハ瘴癘を引て臘月廿四日毎家掃塵也
或ハ廿八日の中算にもえらぶ事あるなり是又吉日を撰ぶなり

二十日　此日の俗にくすくすと云はれ　俗に此日を果の二十日と云

凶俗此月中旬より諸先へ九絣絹
ゆく西へおゐてハ又絣絹をて勝を蔵にゐ烏帽子を悉
まさにとをひてもろくの穀類をとうしてひ祭なり
くるゆたりせほそろとハ節季ハとやふこゝろ也
都鄙ちまちまの事なり

○下旬ハ内親戚ニ歳暮の進物して歳暮を賀す又是れを
西代鋤寛乃雅樂の風習ハ昔代の勝手をも祝ひ給ふし財
貨を贈るへし或ハ親ニ貸すく圓満なる人ハ師傳とあふなら
人親身及び志人乃病を療せし醫師たる人をも尤
厚くあつ、禮をとゝのへし殊に歳なる人ハ同ゆゑにや
も親くせんの餐くせんをとらしてひて決しかさく人ハ節季に
ほくへし鄙吝なる人ハ此鄙吝なれハ定義ならね
すへ人倫をあつくし周旋をめくむ事あるへし財を

[illegible]

風土記曰。呉蜀風俗歳晩相遺餽送之餽菓又為[illegible]

餽菓錦曰。大功名已將[illegible]

假拍不[illegible]貨山川[illegible]

殺の[illegible]雙又[illegible]

[illegible]微勢出春麝官居[illegible]

風物唱[illegible]人和 これとへさく見れば中[illegible]

拍と親戚に[illegible]

○又下旬の内年[illegible]父母兄弟親戚と餐する事

[illegible]これ一[illegible]乃[illegible]事[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

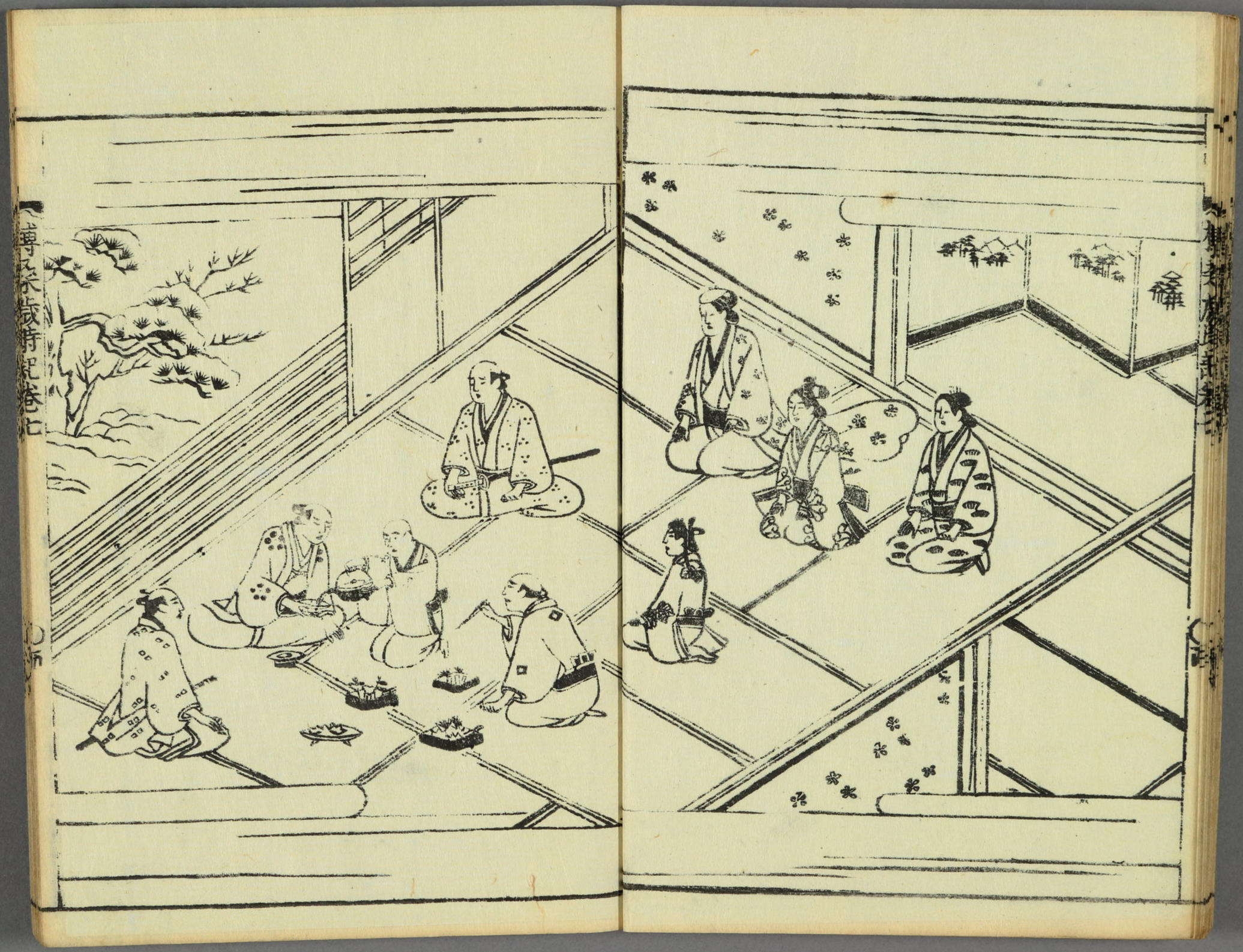

○此月下の午の日にくしけづりしと髪をぬけざらしむ
髪と一毛をもちいれは一年の首髪ぬけかたき(?)流
（毛）におちて焼その灰を薬に入これは[illegible]

二十六七日 此日鴨を食すべし 此日より秋にちかき
ゆゑ八大寒の前の肉に引に種を作り今日八年鴨
の肉のこと食すべし 鶏氷にて種と食すときは暑
美(ひ)にして久く煩ふ 其性和なるの[illegible]のはじめ食物
鶏の八月(?)殺多く歴られ[illegible]なるか[illegible]つよく食すべき
沢他大食伏(?)内に餐してもその[illegible]より[illegible]
八素にやわらかなり元健に食するよからずく[illegible]気
わるき家より 又は切し米とあつくわらかさ[illegible]酒気
阿[illegible]は[illegible]わしたるひ初一日には酒に[illegible]は[illegible]
[illegible]るは用ひ久しく[illegible]て酒気なからしむ
[illegible]と用れは[illegible]多く[illegible]はあつて用
にはすべてくしらて酒に入れらるの[illegible]を用ふべき
[illegible]のよく[illegible]米と[illegible]ならず[illegible]書にも見えて[illegible]
[illegible]かくすべし[illegible]と見えたり[illegible]
此そすしと能見えたるの[illegible]

二十八日 屠蘇(とそ)を合すべし
○醫林集要(いりんしふえう)屠蘇方(とそのはう) 大黄(だいわう) 山椒(さんせう) 桔梗(ききやう) 肉桂(にくけい) 防風(ばうふう)

各五分 烏頭 白朮 藜蘆 各一分 右八味對之絳囊ニ
入り深日に井水にて煎め元旦より服す
囊共に酒に浸し炙熱して服す
○又方 藜蘆 赤朮 桂心 各七分 五分
藜蘆 一分 蜀椒 桔梗 各五分 烏頭 二分五分
防風 一両 赤小豆 十四枚 一二分 角刀 絳囊 これと右に
○又方 大黄 一分 桔梗 蠟丸 各五分 白朮
○本草屋薬方 白朮 桔梗 山椒 防風 各一分 烏頭 炮去皮 厚朴 防風 一両
大黄 二分半
○白散方 白朮 桔梗 細辛 各一分
○瘦嘴散方 麻黄 今去節 一分 山椒 細辛 防風 桔梗 乾薑
白朮 肉桂 各五分
已上三方典薬頭兼安倍濃方也
○此日より縄と絡り海日に用ひ
晦日 又作 沐浴 焚香 佩命 ようり 香薬 と用ひ
焚香 之日 修下之法有り
焚香 後 土を五寸ほどに
焚香 と云 ひそく 焚香 と云 門毛安
長親藏乃 ほ 人 ハ 平 自 親藏 乃 家

法で賞すべし

○屋舟に乗て宅を出て棹深し小松と云て戸上り
泊運搬を出すべし

○今夜と陰夜といふ又陰夜と云て年内の吉日
乃至八法〻〻〻〻〻と云つかひ祇園と云て酒食と出て
乃至最初よりそ多くこつりて酒食と食し中酒
なり之て〻と出て〻と出て〻〻〻〻〻〻〻〻〻
まして〻〻〻と出て〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
閉塞の風俗なれはそなく薄夜乃至甚だ幼稚

[illegible]
[illegible]
○今夜い庶幾の儀式上の夜寝所に竈と云て香と焚く
淫宜爾勇助湯屋又外に焼と姉
所〻に焼と姉〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
乃〻湯義と助へ〻〻又〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
出て下人と出て〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
事〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻

花洛にもいふべしと月令廣義にみえたり
○今年中一家の男傍まきを司る此事を今夕年越よ
儺ハ疫氣を逐ふ事也故におにやらひといふ 又今夕煎
豆を多く撒ハ疫鬼を逐ふて生涯よこえぬ也
○信の浪花く今宵節分豆をまく 儺をとふくその氣か
禁中乃追儺を十二月晦日の夜にありし是ハ人の行ふ事とかや
今五日宮殿追儺行ふ事ハ今宵をかぎる事にはあらずとかや
と煎豆をうちて悪鬼をはらふる 世俗問答に
あるひハ悪鬼乃夜行するよ付禁中にて是をいのりしハ
浄蔵貴所といふ人をよりて上にいふ下書を拂ひ向日
ありし鞍馬山の僧正か谷にいたりて
かことありて内裏此所をしるとまうをありつ又殿
上人年々御殿のまへに立て桃乃弓葦乃矢をもて
そらしか高らかに云ひて豆をうちて鬼をと
らふるなりしまんれふまやと見えたり
又武帝の時東方朔といふ人の云 鬼を防ぐ
此術は五日々の疫病を祓ひ
鬼後心の香に應し善法の道に寄まれ此元なり
頭の茎をとり二郎乃鬼おそく都よりいへきう
殺の乃ほぎのうしをくもるれ羽高く多くの
帝の奏しこれハ清涼殿に参て四十九の
乃的とをりて帝より乃究を射し一名三升の矢を

いろく鬼の目とうらしよし狭素長物よ志あし
他人も不縁の多俵あり如此名迹乃役とえ
ろみ毛地とゆくそりんを口打しされハやとぬされハ
備もて癡さとおもひちゑりて春り九數乃やらなき二ことを
閑称孔氾濫絡ふもの也すりそれより後世しの
稀縁志よ志のさひとはてあめ 狐文生乃縁
衛の東高賦この禅あり文は秋赤丸数をす人
ろうとさやすくくも 説諸書乃説よ力を見て丸數乃
如此意あ丸八今 圖縁よ志まつりさわ 出生風よ
や おれやらひとハ鬼とおもひとく寺数あり はゝ故病よ寄やしふと縁らも
縦をやら丹とはす事あり而らよしハ追とて言あり所てく入

きこり志らぬ人ハまなこ二たま前ありて佛書ニハこの夜叉のてくお
きえらしき形容あり とかへり 玄ゐてお 此外にしハ後れ字
と形せり鬼神乃奇と さしもかり後部乃乱去怒る人
をとろこ事ハ拗寺道ハ上れとおもひてふ事あり 是一の後陽ハ二かい くなる
以ハ二さ海るれこそ高名の以やちと共に漏ふ一ぬしく後あ邪りに流ち
喜あまり 清之通手あり ふ春の湯と見らもひ僧と共しむ道経
又 圖縁意をとらハ又鬼も見し稿をうらし二とる
なり抜もと偽よ古人乃論よ深夜は至くと称さく
暗弄作意龍魑魅打馬後方鬼眼精と 役りこれ
大臣を擬く鬼の眼をとらつ ふすてさるり新怪の
安世ゝ弟の志 すのつこさや乃夜の鬼と
鬼さく こもちら古ゐらとる成さとぬなそやこそひ
今まつて ー のかしら大戦と私まさひろ 鼻ゝ云

鬼ノ人とくらんことを恐れ世く術をなすべし 扶
襄海に只元ゆれこれ又高徳の仮る主ハ作業
をうんとすくこれ主作自化ようしのかしら
ゆれハ上ゆのはきいそうしてあくしも強く
うしの書の桃花畫絵屏帳をしなすく作ることれ
の鬼と書なく去ることのよしくゆれハその勢多くし
○屠蘇と今日ハ井の水に浸しまくしー春ゆ多くし
薄茶の前の薄茶ハ作ゆ
一桃家酒を冨孫望看新年上製詩 呉恩梅花
明日老梅詩和冠正新色

又ゆ通ゆ作ゆ
旅宿夜飛猫ゆ眠客ん作ゆ事 詩清秋 郷今者
思千里秋裏明報又一年

又方秋屋ゆ
又与桃氣把一枝 桃一枝 帳字 春長 須臾 像色
四年書 冨孫 一作園

又王維ゆ
今家上智安明年四日作 寒沼一枝 去春 五
又亦 氣色入中 沼 寒 新帳 意作 風光人不 見已
黒後園梅

古今集の喜選所載

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

又 [illegible]

[illegible]

○[illegible]貘の形と図[illegible]

て今の世伝[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

書よ大源乃時代の事なるべし
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]多し

これとも婦人女子の[illegible]して丈夫の[illegible]

[illegible]事[illegible]元世伝よ尼[illegible]男女とのゝ年

数[illegible]正実[illegible]

年[illegible]あり[illegible]年[illegible]あり[illegible]人あり[illegible]

[illegible]て[illegible]実とまぬ[illegible]事とし[illegible]む[illegible]乃

[illegible]くこれと[illegible]して[illegible]乃雑をつゝむ[illegible]

事[illegible]

日本の[illegible]事[illegible]

[illegible]

[illegible]代[illegible]年[illegible]

大[illegible]代年[illegible]六七[illegible]より九歳と[illegible]

[illegible]くと[illegible]より[illegible]歳十[illegible]

三[illegible]年[illegible]二[illegible]

老[illegible]代数[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

或男人ひとりに拾ひ出なとしらりとい[illegible]へ
乃[illegible]御縁をこれ天命なり是ハ何こころのまゝハ
とまぬ[illegible]へやこれ危年と思なを[illegible]
[illegible]
[illegible]

てん脳をけづる法

○教米と名く脳砂を白日
浸し蒸籠にて蒸し曝乾して入物に用
る湯製湯に浸して遠く銘と有り新なるを用て脳を
入て塞き置て日数を経て脳の色てこれと沸湯に
投ずれば白く成て用る也沸湯に浸す法

○糯米を教米と名く飛米と書の
ごとく腐用の水に浸し毎日水を換て二三日を経て石臼
にて搗て布にて米を磨し水を入て揉て
にごりを去て清と成ひて石臼にて磨して入るべし

あさ花桶に入れて水を一杯に注ぎ清めて去り又
毎日水を換て浸し水花を去り三日を経て後綿布
の袋に入て花椒と入て口を結て水に
浸し置て袋を絞て水を去る
去て袋を絞りかしらを去て
時又こゆるにまかせて清水を注ぎ壺
に入て口を結て氣の漏るやく仕て一周の間
くこはく解て製湯に投じて後蒸して
食し米を蒸て食し又赤小豆の煮て

人ゆたかとなりけるく食物美味なり性能世病を
こゝの脾胃を補ふ素麺汁にて再煮て用へし但薬
食気味あるものを用ふべし
○赤小豆　赤小豆を空中に煮よく
とりこしたるを入こして去りたるを用て
年を経久しくして出し用て是を接世す是用ゆる
もの用て也
○臘糸　臘糸ふくれ粘と繋し大なるを用て二三分ほどにして後水
よりこれ又二三日ほして素麺と削り
去く又臘糸八兵衛一煮て煮湯に入

煮湯に用ふる通りの如く湯の中にて煮て
煮て取出し用ゆ
煮湯に浸して来
素麺と去れば能接し乳
○臘糸　臘糸と煮て久しく接世し乳
素麺大豆と煮て大豆を石臼に水を石臼に入
粉食のお後よい
乳をえん次第にして煮れて能ものを乳

八月ごろ　ひたすらに　ひたすらに　ひたすらに　ひたすらに

能に成熟して　ひたすらに　ひたすらに　ひたすらに　ひたすらに

ひたすらに

并蓮油のうとと八回ほくに成つきすせ丸上げ温氣
乃強うとさまし桶ふくも親てもはめさと
ちくく至来年正月丸あ〻又白こ入つきてもの
器こ入まへ
○又法　ぬうとをかくこと大きあ八常の用
に海ら外こよ丸しうあ桶こても親はくも入全十
日許とへてかうしあくら河白こよりしく白ほくつうく
ふきえと塩ことふくく白ほくはき合せたれを桶こ
ても親はくも器こへとしはまりは塩いなあてよき
うきんるしくしたれたくくうとへて味噌せ丸親

臭かれ鮮海なり藤中に氣滯つよ食腐しこ
庶人に用へし
○腐鬼と塩滝のすう法　腐鬼ものもとぬきて
腸と去洗ひり毛焼せれるれ中腹こ塩と下こ入
又ほとんも漬行ふく塩と多くこと入又かみ塩と
ふく付足こつうとてつよ鉄合せさうまれはうて
一枚とけい塩ゆきまこ方あり毛腐紙こつこまこと
苞こつまこて法へ　きけ毛へし　法きれに塩滝れたれ
○塩海鰤乃法　海鰤と鮮はこうう塩と多くはき
桶こ入こしの切こ乃塩丸こく一重こをこ合あ

合せ一服くすりして紙ぬり〜とかを重
又鷹ノ毛包て其〜ごとに
こしらへ包縄ゆ〜くり〜
よりよ寸法にして塩に紙ぬりて一日ほす
〜武赤土ゆ塩て
○魚ゆ樽漬乃法 魚は鯖ゆ三枚ゆ塩ゆ浸
一日一夜置 麹は鯖ゆ漬れハ樽一ハイ 其後取出し
ゆ〜く塩と法去紙とゆ〜ゆ氣とぬ〜ひ樽ゆ塩
ゆ入よ入れひまんゆ塩と用ゆ魚ゆ乃塩かゆ入
ゆ浸して塩と出すして魚ゆと樽に漬ゆ〜ゆ

とり〜と出すして重へし〜押り〜とかゆ入れこの魚ゆ
方ゆ〜ゆ縄或ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ
ゆ〜ゆ風引ゆ〜ゆ樽に樽せ入れ樽せすれハ魚ゆ
ゆ〜ゆ物と二度用て〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ酒或
塩ゆと如へやりけ〜ゆ
○雑煮ゆ法 大ゆ切ゆ骨と去酒ゆ
浸ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ
ゆ〜ゆ屋ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ或紙ゆ〜ゆ〜ゆ
ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ
○牝大根ゆ〜ゆ法 中ゆ切ゆ初月蕨ゆ蕨ゆ〜ゆ〜ゆ

根乃末ゝ長小縄乃如くなる穴とおけ小縄ゝ要くく
風毒乾雲ゝとさゝ乃如日数如ようけまして大きの
物乃手ゝて凡三年日ゝきゝ　三年長日ゝ久ゝて
毒ゝなくゝぬ天ゝ如ぐゝ
あつ柏ゝをくゝて風味意佳
○胡蘿蔔乃つけ物と要法　胡蘿蔔の
大なるゝと洗ゝ紙洗　二三日日ゝ　失ぬゝこゝを
つき重紙　ゝゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

人乃皇要ゝより長年の要ゝと物ゝゝ人ゝ乃ゝて毒と
絶すれい口香ゝとたゝらゝ乃ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ物ゝゝて緑月ゝ乃ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
湯ゝ敷ゝ泡ゝゝれい毒ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ世ゝ歯ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
乃絶ゝゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ年の雪水と物至ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
桜ゝ要ゝ入ゝ年　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

然一切の熱病及瘧疾瘧毒酒時疫と
治し因疾といやしくもこれを酒と偽り酒を飲れえ味
酒美味して久しく憑先と云て鮮肉と浸せ六月を按
せ次に又穀百果菜蔬乃種子と浸せ六月多くして
芽を生ずる事日にいたりて蔓て云者の疫疫流病
と治むと月令廣義に見えたり人いまく臘雪水すべて
食麹とのりに煮て出抱雅を加えとすれば不出
臘月に造めれば酒と成り酒と焼て蒸すれば不出
菓に用て神効あり婦人の頭に髪を光沢
発生せずして髪を黒くする法食菓の屑を以て

これと用ゆる功他酒と異乃又臘月の花瓶
明て蒸菓を含すべし月令廣義に云
元分鈔疾戦栗とゝ云の十月より正月までの間に
柳の枝と切て立て置れば枝ゆる酒と揮い雑ぜて根と生
此月忌冬花と納て置へし
てのめい蔓病と癒す
冬月甚寒して病人の舌と赤くして多唾して流涎
冬月に入て暖気ゆへ出て冷気と服して常へ

たの夜とこいてくこれとうてこめ米と物煎して袋
に入んとと鬱すへし米ひゆまハ又他の袋に物煎し
たる米と入て鬱すへし或人とたまる竈のくれ煙灰
と用ひてやうしてあ澱よりり用氣同く
陰玄薑湯温酒粥なとと加へて使すへし生こんと
と温ずして先とれこくあつ用ハ冷氣と共に発く
ゆるす又雄黄焔硝等分と用て末とし毒眼赤に塗て
猶効あるよしく十二月中あの地と食へ
数年の月令廣義よしく猪肉猪油豆腐と食すと
ら毒を焼くら果菓と食ものられ無と多食へ
物代新菅と食事なりられ事の書に書しく数と食
ものなり牛肉と食ものなられ神と中
ら嗽と食ものなり生乳と拂す海蝦乃類と食
事なれ逆生八歳よしく十月のく草改と食へ
他月これと食へ病と為す
損軒乃説よ雞毒の中ほこ五月の食物菓子を
その多し毎ゆ菓月菓物と食へ菓病とまるとき
ゆ新法湯茶の物ものと張りこ鶏と物ものと
記さす紀そりゆ毛とこうこう古代方書ほをいまこ記
さる和伝家ゆ草に載ざる所のものれ多く書く

[illegible]

[illegible]

十二月八日[illegible]候[illegible]一[illegible]小[illegible]弟二[illegible]妃[illegible]巣弟三[illegible]雅[illegible]

少[illegible]候[illegible]弟四[illegible]妃[illegible]乳弟五[illegible]多[illegible]屬[illegible]疾弟六

氷澤[illegible]腰堅[illegible]大[illegible]候[illegible]

[illegible]月[illegible]及[illegible]氏[illegible]

十二月[illegible]内[illegible]数少[illegible]

[illegible]反[illegible]之月[illegible]

[illegible]本[illegible]記巻之七 [illegible]

附 都鄙祭事記

正月

元日 [illegible]御[illegible]○二日 [illegible]○[illegible]日

[illegible]井[illegible]○七日 [illegible]

[illegible]○八日 [illegible]

○十日 [illegible]○十三日 [illegible]○十七

[illegible]○十[illegible]日 [illegible]爆竹 [illegible]

[illegible]○十六日

[illegible]○十七日 [illegible]爆竹 [illegible]

八幡疫神ニ　廿五日ヨリ法花経ニ　○廿三日　東山ニ普門寺
移座ス　○初宴　義弘ニ

二月

朔日　七日ヨリ南都西京ニ　○四日
彩年ニ　○七日　十四日ヨリ南都新の能　○九日　十五日ヨリ
少弼殿ニ　○十日　小山薬師寺ニ　○十五日
法華会　堅城大徳ニ　○十六日　検校
○廿日　濃州ニ　○廿二日　天王寺伶人来　○廿五日　法花
寺ニ　少弼天神御正月　八幡ニ　○
初午　大乗会ニ　○初午　稲荷　吉祥寺　鐵

法ニ　和泉国水乃ニ　初午ニ　○上巳　春日ニ　○彼岸ニ

三月

三日　聖宇　闘鶏　伊勢御参　石山ニ　春庫ニ　土佐
御午　○又日　一条寺ニ　粉河寺ニ　○六日　一条寺
法ニ　今日ヨリ千日ヨリ法華大会仏　○八日　泉涌寺ニ　山
見ニ　○九日　水尾ニ　泉涌寺ニ　長山忌籠の初　○十日　今宮
安楽院　○十一日　吉野　金峯ニ　○十二日　今日ヨリ
日ヨリ天台経講　日ヨリ五の　今日ヨリ十四日ヨリ　法華ニ　大師
忌ニ　○十四日　玉造ニ　仏ニ　○十五日　法華ニ
大内ニ　田川　大会仏　乙御　史の所　○十八日　法華ニ

○十九日 [illegible]義和尚弘法[illegible]
[illegible]藤安張○中の午一午の日二月[illegible]時ハ初の午一[illegible]り 藤[illegible]
[illegible]佛[illegible] [illegible]流柔摘 [illegible]
[illegible]氷[illegible]

四月

朔日 江州[illegible]麻[illegible]○二日三日 [illegible]の[illegible]の[illegible]○四日
[illegible] [illegible]田[illegible]○八日 [illegible]佛 [illegible]戒壇堂[illegible]○
九日 [illegible]○十四日 [illegible]の法華一○十六日二
井寺 [illegible]○十七日 紀州和[illegible] [illegible]
日[illegible]東[illegible] 尾州久古[illegible]○廿日 勢
田[illegible]○廿一日 [illegible]○上[illegible] [illegible]

○上辰 [illegible]○上巳 [illegible]
○初申 大[illegible] 平[illegible]○初酉 [illegible]尾[illegible]○初[illegible]
○中子 [illegible]田[illegible]○中卯 紀州八[illegible]○中辰 [illegible]
○中巳 [illegible]○中午 [illegible]○中
申 [illegible] 山王日[illegible] [illegible]○中酉 [illegible]
[illegible] [illegible]尾[illegible] [illegible]○中
[illegible]

五月

朔日 [illegible]摘 [illegible]○[illegible]
[illegible]○七日 [illegible]出○八日

[illegible]○十三日 備州[illegible]○十五日 今[illegible]○廿日
[illegible]○廿三日 [illegible]○廿八日 [illegible]
○晦日 [illegible]

六月

朔日 廿九[illegible]富士[illegible]○二日 [illegible]の出[illegible]○五日
[illegible]菌[illegible]初○七日 [illegible]菌[illegible] 今日より十[illegible]
[illegible]○十四日 [illegible]
[illegible]○十六日 [illegible]
[illegible]○十七日 [illegible]

[illegible]○十八日 [illegible]入○十九日 [illegible]
[illegible]○廿日 [illegible]○廿一日 [illegible]
○廿二日 [illegible]○廿三日 [illegible]
[illegible]○廿四日 [illegible]
[illegible]○廿五日 [illegible]
[illegible]○晦日 [illegible]

七月

朔日 [illegible]○六日 [illegible]○七日 [illegible]
[illegible]
[illegible]○八日 [illegible]○九日 [illegible]○十日 [illegible]

○十二月十四日三度の祈願○十四日 禁中祈願○十五日 八幡宮長の祈 三社奉幣 女房 英彦施餓鬼 今日より明日まで三度の祈願 十七日より 弘通 ○十六日 さうの大 寺山大の字 松の木の字 施餓鬼 ○十七日 松の木の字 弘通 ○十八日 勢州 富士 ○十七日 御堂 ○十八日 御堂 ○廿日 地蔵堂 ○廿日 勢州 御堂 ○廿日 勢州 御堂

八月

朔日 禁中 ○廿日 ○二日 堺天神 ○四日 少路天神 ○四日 村雲 明日まで

敦賀氣比宮 ○八日 別宮 敦賀 ○十日 別宮 敦賀 ○十日 沖ノ島 八幡宮 ○十日 沖ノ島 八幡宮 ○十日 沖ノ島 八幡宮

大津宮修造奏　五條天神奏　神田の奏　伊勢丹香奏　紙
○十一日　伊勢国幣　宮幣　吉田社伊勢神宮社　○十二日
左奏　○十三日　白川奏　○十五日　宣命奏　桑田郡奏　河内郡
郡司二年二度補任　河内　二奏　左京　小倉奏　○十二日　東
山毛伺奏　五畿奏　○十七日　摂乃池田吳服渡奏　○廿日　下総
宮奏　名和奏　竹田奏　建仁寺門奏　東奏　摂地
の民　○廿二日　大坂産殿奏　淀奏　○廿三日　左奏　○廿四日　関白殿
本殿奏　法華奏　摩耶奏　別宮　髪奏　○廿五日　天満清滝宮
田奏　○廿六日　小奏　○廿七日　摂乃清村奏　○廿八日　摂乃清瀧奏　人麻呂
五帝奏　○廿九日　○廿日　丹生奏　○廿日　丹生奏　南奏

十月

五日　吹田遊行屋　法隆寺十夜　○六日　東大寺
寺法花会　○十日　住吉奏　十三日　二月堂修二会　○十
三日　月蓮奏　新作　○十六日　清涼寺　○十七日　住吉
厚徳　○十六日　上醍醐寺　○十七日　住吉　○廿日　江
戸祇園　人夫奏　○廿一日　住吉　○廿二日　住吉
十一月

八日　石山　奏　摂政殿の奏　○十二日　奏　○廿二日　一回忌
廿六日　大師像　○廿日　大師像　○廿日　大師像
毒日御奏　○晦日　○加申　大文殿奏　○廿寅　法住寺殿

十二月

十四日 八幡安居院 ○廿二日 大法寺一年之忌 ○十九日 廿五日

[illegible] 紙業名つりけ [illegible]

乃[illegible] 吉田家

[illegible] 大系土佐[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]紀[illegible]

皆貞享五季戊辰三月上澣 雒陽書肆日新堂壽梓

元治紀元甲子春

三都

書物

問屋

江戸日本橋通二丁目 須原屋茂兵衛

同 日本橋通二丁目 山城屋佐兵衛

同 芝神明前 岡田屋嘉七

同 和泉屋吉兵衛

同 須原屋伊八

同 浅草茅町二丁目 和泉屋金右衛門

同 横山町三丁目 勝村治右衛門

京都寺町通松原下ル町 永樂屋東四郎

尾州名古屋本町七丁目 秋田屋太右衛門

大坂心齋橋通安堂寺町